

令和7年度 後期選抜生徒募集要項

福島県立小名浜海星高等学校

〒970-0316

福島県いわき市小名浜下神白字武城 23

T E L 0246-53-3465

F A X 0246-92-5560

本校生徒募集は、令和7年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱により実施する。

I 入学者募集

1 アドミッション・ポリシー

小名浜海星高校では、次のような生徒を求めています。

- (1) 学校生活（学習や部活動等）において明確な目標を持ち、その達成に向けて積極的かつ粘り強く取り組む生徒
- (2) 他者と協働しながら地域等の課題解決に取り組む生徒
- (3) 進学に向けた学習や資格取得に積極的に挑戦する生徒
- (4) 商業や水産に興味・関心があり、専門的な知識・技術を習得して、社会に貢献しようとする生徒

2 募集定員

下記募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

全 日 制	
普 通 科	4 0 名
商 業 科	4 0 名
海 洋 科	2 0 名
情報通信科	2 0 名
食品システム科	4 0 名
海洋工学科	4 0 名

3 出願資格

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

II 出願

1 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

2 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

なお、東日本大震災により区域外に避難をしている場合の出願については、令和7年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱（81ページ）、また、避難解除により帰還した場合の出願については令和7年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱（83ページ）を参照のこと。

3 併願の取扱い

出願において、海洋科、情報通信科、食品システム科及び海洋工学科を志願した者は、海洋科、情報通信科、食品システム科及び海洋工学科の他学科への第二志望までの併願を認める。

ただし、第二志望のない者は、入学願書の第二志望欄に斜線をひく。

4 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、志願者の住所と氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

（1）中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（様式統一2号の1）

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票用紙（様式統一2号の2により、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

（2）上記（1）以外の者

上記（1）①、③、④の書類の他に

① 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「Ⅰ 入学者募集」の「3 出願資格」の（2）のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

② 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

（3）入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（様式統一1号の3又は統一3号の3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

6 願書受付

（1）出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票（様式統一2号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一2号の3）を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者のみ交付する。

（2）本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日

数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。
郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記（1）以外の県外からの志願者は、上記「5 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記「5 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに上記（2）②の書類を併せて提出する。

9 出願先変更

令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

Ⅲ 入学者選抜

1 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は 135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55点満点として、合計 190点満点とする。
- (2) 面接
個人面接を実施する。
面接については、段階評価する。
- (3) 作文
作文を実施する。
テーマを示し、それに関する自分の考えを 600字程度にまとめる。
作文については、段階評価する。

2 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日 時 **令和7年3月24日（月）** 午前9時以降
※午前8時10分から8時30分までに受付を終了すること。
- (2) 会 場 **福島県立小名浜海星高等学校（本校舎）**
- (3) 作 文 午前9時～
- (4) 面 接 作文終了後
- (5) 持 参 物 後期選抜受験票、筆記用具、上ばき、下足袋、面接の待ち時間用の学習参考書等

3 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降に本校にて発表する。
- (2) 合格者発表後に、合格者に対して、合格通知書（様式共通5号）を交付する。（後期選抜受験票を提示すること）
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

5 入寮について

通学が困難と本校校長が認めた生徒は、入寮を希望することができる。

ただし、海洋科、情報通信科、食品システム科及び海洋工学科の男子生徒に限る。

なお、長期休業中、土曜日及び日曜日は原則として閉寮とする。

6 その他

- (1) 障がい等のある志願者に対する配慮については、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（18ページ）を参照のこと。
- (2) 激甚災害により著しく損害を受けた場合の入学検定料の免除については、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（18ページ）を参照のこと。